

陳情書

令和4年1月31日

須賀川市議会議長 五十嵐 伸 様

陳情者(住所) [REDACTED]

(氏名) 川村 拓 [REDACTED]

(連絡先) [REDACTED]

改憲手続法及び憲法改正についての陳情書

一、陳情理由

国会発議から投票日までの期間が最短 60 日というのは国民が現行憲法の趣旨を理解し、改憲内容を理解し、議論し、判断するには短すぎる。最低投票率の定めがなく、棄権多数でも成立してしまう。また、テレビ・ラジオをはじめとする有料広告の規制が不十分であり、組織的多数人買収・利害誘導罪の構成要件が不明確である。

参議院においては、有料広告規制等については、法施行後 3 年を目途に必要な法制上の措置を講ずる旨の付則が追加されたが、付則には法的拘束力が無く、また、最低投票率には触れられていないため、民意を汲みつくし正確に反映させるという点で、重大な欠陥がある。

自民党憲法改正草案では、最高法規、憲法第 97 条が削除されている。これは憲法 12 条に同様な人権に関する条文があるからという主張があるが、97 条は「日本国民に保障する基本的人権」であるのに対し、12 条には「日本国民」という文言が無いことから、自民党憲法改正草案は移民や難民の受け入れの規制緩和に対応した多民族国家へ向けた改憲であり、日本人の権利を制限させるものである。

憲法改正によって国民主権、人権が侵害され苦しむことは、自民党の憲法改正草案を見れば明らかであり、また、緊急事態条項の加憲を許せば、恣意的に運用される恐れがある。現行法で十分対処可能なので、憲法に手を加える必要はない。

憲法改正に伴って財政健全化が明記される。通貨発行権を有する我が国が国の借金を国民から税金として徴収し、市場からお金を吸い上げ、不況を悪化させ続けてきた事への反省も



なく、憲法に財政健全化のような緊縮財政を加えてしまっては、今後不況脱却へ向けた政策ができなくなる。

自民党の政務調査会長、高市早苗氏は以上の 24 年版の自民党改憲草案を支持しており、発議されてしまえばこの草案が採用される危険性があり、また国会法第六十八条の四において、憲法改正の修正案は議席数の関係から過半数を占める自民党しか提出できない。このような自民党の案を一方的に採用できる不公平な状況下で、発議など到底容認できない。

憲法審査会は今やるべきことではない。余計な法案ばかり時間を費やしたことで、失業者、ホームレスが今後更に増え、国民の健康と安全、生活も儘ならないために自殺者が増えていく。

ニ、陳情内容

- 1、政府と憲法審査会へ、改正国民投票法を廃止にする法律の立法を求める意見書を提出すること
- 2、憲法改正論議、憲法改正発議の停止を求める意見書を提出すこと

以上

改正国民投票法を廃止にする法律案の立法と、憲法改正論議、憲法改正発議の差し止めを求める意見書

国会発議から投票日までの期間が最短 60 日というのは国民が現行憲法の趣旨を理解し、改憲内容を理解し、議論し、判断するには短すぎる。最低投票率の定めがなく、棄権多数でも成立してしまう。また、テレビ・ラジオをはじめとする有料広告の規制が不十分であり、組織的多数人買収・利害誘導罪の構成要件が不明確である。参議院においては、有料広告規制等については、法施行後 3 年を目途に必要な法制上の措置を講ずる旨の付則が追加されたが、付則には法的拘束力が無く、また、最低投票率には触れられていないため、民意を汲みつくし正確に反映させるという点で、重大な欠陥がある。また、国会法第六十八条の四において、憲法改正の修正案は議席数の関係から過半数を占める自民党しか提出できない。このような自民党の案を一方的に採用できる不公平な状況下で、発議など到底容認できない。自民党は、新型コロナウイルス感染拡大などへの対応の名目で緊急事態条項の創設が必要と訴えた。諸外国でも憲法に緊急事態条項を設けている国もあるが、フランス第五共和制憲法 16 条、大韓民国憲法 76 条などの厳格な規定で縛られているのに対して日本の緊急事態条項では、緊急事態宣言を発するに至る事象を法律で定めるという曖昧で恣意的に乱用される危険性がある。緊急事態の宣言が発せられると、内閣は国会を介さずに法律と同じ効力をもつ政令を定めることができ、また、宣言中は基本的人権について、保障ではなく尊重になっており、解釈次第で国民の人権侵害も容認されるなど、三権分立、地方自治、基本的人権が崩れてしまうなどの問題がある。

自民党憲法改正草案では、憲法第 97 条が削除されている。憲法 12 条に同様な人権に関する条文があるが、97 条は「日本国民に保障する基本的人権」であるのに対し、12 条には「日本国民」という文言が無い。自民党憲法改正草案は、移民受け入れと照らし合わせると、自民党の改憲は日本人の権利を縮小し、異民族の権利を拡張するものになりかねない。憲法改正に伴って、自民党の憲法改正草案では財政健全化条項が加憲されると PB 黒字化目標が正当化される。財政健全化は、財政出動によって政府支出が増えると国の借金が増え、将来世代へ負債を押し付ける事になるので、政府支出を削減し税金を財源する政策だが、独自通貨を持つ国では債務返済のために通貨発効額の制約はないので財政破綻の心配はないと財務省は主張している。財政健全化を加憲する事で緊縮財政、消費税増税などで国民経済の更に困窮させ、不況脱却の為に財政政策の転換をする事もできなくなる。

以上、意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣 _____

憲法審査会委員長 _____

市議会議長 _____

－2015年5月19日一般社団法人 日本経済団体連合会』から抜粋

⑩ 憲法改正国民投票法

先の国会で成立した憲法改正国民投票法には以下の問題点がある。

- ・第二章、国民投票の期日、第二条には、『国会が憲法改正を発議した日（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第六十八条の五第一項の規定により国会が日本国憲法第九十六条第一項に定める日本国憲法の改正の発議をし、国民に提案したものとされる日をいう。第百条の二において同じ。）から起算して六十日以後百八十日以内において、国会の議決した期日に行う。』とある通り、投票期間が60日しかない。
 - ・最低得票率の定めがなく、危険多数でも成立する恐れ
 - ・第百六条、広告に関する条文には広告規制の定めが設けられておらず、資金力のある与党に有利な宣伝になる
- 『』内はE-GOVで検索し、抜粋した。

⑪ 自民党憲法改正草案

自民党憲法草案に次のような懸念がある。

・最高法規である日本国憲法第十章、97条、基本的人権が削除されている。最高法規とは、最も効力を有する成文法である。そこから97条を削除することは、先人達が努力の末に制定した最も尊重すべき人権を放棄することにほかならない。また、97条削除は憲法11条にも既に基本的人権の規約が設けられているが、両者を比較すると97条は『この憲法が日本国民に保障する基本的人権は』という文言なのに対し、自民党憲法改正草案11条は『国民は、全ての基本的人権を享受する。』に変わっており、『日本国民』以外にも保障されると解釈できる。昨年成立した『多文化共生社会基本法』は多文化化する社会に対応した法律とされているが、これでは日本が移民を受け入れることを前提の話である。外国人材は移民ではないといういつの間にかなくなっているが、11条は、自民党が受け入れを進めてきた移民の権利を強める効力を持つのではないかと危惧する。

そして改憲草案12条は『自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。』とあり、現行憲法より強制力の強い文言となっている。改憲草案13条は、『全ての国民は人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。』とあり、現行憲法の『公共の福祉に反しない限り』から変えられている。公の秩序とは何を指すのかが不明確である。現行憲法の文言にある『公共の福祉』は、個々が互いの利益を損しないよう、バランスよく人権を保障するためのものだと解釈できるが、『公の秩序』に変わった理由は、自民党憲法草案Q&Aに『今回の改正では、このように意味が曖昧である「公共の福祉」という文言を「公益及び公の秩序」と改正する

ことにより、その曖昧さの解消を図るとともに、憲法によって保障される基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにしたものです。』(自民党憲法改正草案 Q&A より)と暴露されている。つまり、個人と他者との人権のバランスよりも、『公の秩序』が優先される可能性があるということであり、その中身が権利者の都合で決められ、それに反した場合、国民は人として尊重されないかもしれない。国政に対する抗議等の活動が封じられる事も考えられ、非常に戦前の『御國の為』といったニュアンスを含んだ改正である。

・新説された憲法第7章財政、八十三条、二項、『財政の健全化は、法律の定めるところにより、確保されなければならない』。政府の主張する財政健全化とは、財政健全化は、財政出動によって政府支出が増えると国の借金が増え、将来世代へ負債を押し付ける事になるので、プライマリー・バランスの黒字化目標を掲げ、政府支出を削減し税金を財源することで財政赤字を解消するというのだが、財務省によると独自通貨を持つ国では債務返済のために通貨発効額の制約はないので財政破綻の心配はない。財政健全化を加憲する事で緊縮財政、消費税増税等によって、国民経済を更に疲弊させ、ビルトインスタビライザーは機能しなくなる。不況脱却の為に、減税等の財政政策に転換をする事もできなくなる。

下は財務省から抜粋

外国格付け会社宛意見書要旨

いいね! 2,361 リツイート

【英文】

1. 貴社による日本国債の格付けについては、当方としては日本経済の強固なファンダメンタルズを考えると既に低過ぎ、更なる格下げは根拠を欠くと考えている。貴社の格付け判定は、従来より定性的な説明が大宗である一方、客観的な基準を欠き、これは、格付けの信頼性にも関わる大きな問題と考えている。

従って、以下の諸点に関し、貴社の考え方を具体的・定量的に明らかにされたい。

- (1) 日・米など先進国の自国通貨建て国債のデフォルトは考えられない。デフォルトとして如何なる事態を想定しているのか。
- (2) 格付けは財政状態のみならず、広い経済全体の文脈、特に経済のファンダメンタルズを考慮し、総合的に判断されるべきである。
例えば、以下の要素をどのように評価しているのか。
 - マクロ的に見れば、日本は世界最大の貯蓄超過国
 - その結果、国債はほとんど国内で極めて低金利で安定的に消化されている
 - 日本は世界最大の経常黒字国、債権国であり、外貨準備も世界最高

・新説された98、99条『緊急事態条項』には以下の問題点がある。

- (1) 大韓民国憲法の緊急事態条項は『大統領は国家の安危にかかる重大な交戦状態においては、国家を保衛するために緊急措置が必要となり、かつ、国会の召集が不可能なときに限り、法律の効力を有する命令を発することができる』(緊急命令制度：第76

条第 1 項、第 2 項) とあるように、国会承認が不可能なときに限られている。フランスの緊急事態条項では、『共和国の制度、国の独立、領土保全及び国際約束の実施に重大かつ急迫の危険が切迫し、憲法上の公権力機関の適正な運営が阻害されたときは、大統領は、首相、両議院の議長及び憲法院(49)に公式に諮詢した後、緊急措置を講じることとされている(第 16 条第 1 項)。』と規定されており、国家の独立、領土等の適切な運営が阻害された時に限定されているのに対して、自民党憲法改正草案、新設された九章、第 98 条、99 条、緊急事態条項は、災害、戦争、内乱、その他法律で定める緊急事態により、閣議にかけ、宣言を発することができ、国会は事後承認でも可能とされている。宣言の発動要件が不明確かつ、縛りが弱く、また、百日毎に国会承認を得られれば延長可能であり、恣意的な乱用の危険性がある条項である。

(2) 緊急事態の宣言後は、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができ、地方自治体に対しても必要な支持を出せる、とされており、地方の自治権を損ない、また、99 条 4 項に、宣言の期間中は衆議院は解散しないと規定されている。宣言の発動要件が不明瞭であり、宣言の延長ができ、宣言の期間中は内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定でき、しかも衆議院は解散しないことから、内閣独裁の危険性が考えられる。

(3) 99 条、3 項の規定にある通り、宣言の期間中は、国民は政令に従わなければならぬ。99 条 4 項において、基本的人権は最大限尊重されなければならないという規定があるが、前述の通り、『公の秩序』が優先され、人権が尊重されない可能性があり、国家権力が恣意的に乱用されても、その横暴にも逆らうことが出来なくなる。また、自民党憲法改正草案の憲法 10 章、最高法規、102 条、憲法尊重用語義務は、現行憲法 99 条の、『天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ』から、『全ての国民は、この憲法を尊重しなければならない』に変更されており、憲法が国民を縛る規定にされている。自民党憲法改正草案に反した場合、必ずしも国民の人権、私権は保障されるわけではないと考えられる。

(4) 加藤勝信官房長官は、新説コロナウイルスの流行を踏まえ、『未曾有の事態を全国民が経験し、緊急事態の備えに関心が高まっている。議論を提起し、進めるには絶好の契機だ』(6 月 11 日時事ドットコムの記事から)と発言した。憲法に手を加えずとも、現在、各知事間でロックダウン等の私権制限が議論されているように対応は可能である。憲法改正に拘っているのは、内閣独裁と私権制限が狙いではないかとの疑惑がある。

(5) 自民党的政務調査会長、高市早苗氏は以上の 24 年版の自民党改憲草案を支持しており、発議されてしまえばこの草案が採用される危険性があり、また国会法第六十八条の四において、憲法改正の修正案は議席数の関係から過半数を占める自民党しか提出できない。このような自民党的案を一方的に採用できる不公平な状況下で、発議など到底容認できない。

「第六十八条の四 憲法改正原案につき議院の会議で修正の動議を議題とするには、第五十七条の規定にかかわらず、衆議院においては議員百人以上、参議院においては議員五十人以上の賛成を要する。」(e-Gov より抜粋)

「自民党が 2012 年に作成した改憲草案（外部ページ）について、「2021 年現在の自民党案より良い」と評価した」(Wikipedia から抜粋)

参考及び出典

第 13 章『政府調達』－経済産業省

2021 年 5 月 19 日 日本経済新聞

第 204 回国会 財務金融委員会 第 13 号（令和 3 年 4 月 23 日（金曜日）

2021 年 7 月 7 日 日本経済新聞

国家戦略特区による東京大改革～大手町から兜町地区における国際金融都市の実現／虎ノ門地区における外国人を呼び込む「職住近接の空間」づくり～東京都知事 小池百合子－東京都

2019 年 4 月 19 日 Sankei Biz

2021 年 4 月 17 日 News Week

日米規制改革および競争政策イニシアチブに基づく日本政府への米国政府要望書 2008 年
10 月 15 日－アメリカ大使館

日米経済調和対話 2011 年 2 月－アメリカ大使館

主要政党の政党評価 2017 2017 年 10 月 23 日－一般社団法人 日本経済団体連合会

2019 年 5 月 19 日 長州新聞

2016 年 4 月 16 日 新聞『農民』

国際がん研究機関 Q&A－食品安全委員会

令和元年度 通級による指導実施状況調査結果について－文部科学省

農薬を巡る情勢－農林水産省

世界の食料自給率－農林水産省

日 EU・EPA 及び TPP11 による本県農林水産物への影響について－岩手県

日米貿易協定による本県農林水産物への影響について－岩手県

TPP 協定による国の試算に基づく本県農林水産物への影響について－岩手県

2021 年 4 月 15 日 農業協同組合新聞

近年における日本の対外直接投資の特徴～大型 M&A・非製造業を中心に展開 増田耕太郎 (一財)国際貿易投資研究所 客員研究員

日本の対内直接投資の動向－財務省
主要国の対外純資産－財務省
黒字亡國 対米黒字が日本経済を殺す－三國陽夫
富国と強兵 地政経済学序説－中野剛志
国家と投資家の間の紛争解決(ISDS)手続の概要平成29年－外務省
2012年1月30日 PRESIDENT online 「米国企業に巨額賠償金を払ったカナダ政府」
2019年5月19日 中央日報日本語版
2018年3月26日 JETRO ビジネス短信「ISDS や原産地規則の改定めぐり意見対立が続く
－ライトハイザーUSTR代表公聴会(2)－(米国、メキシコ、カナダ)」
「米韓FTAの本質と韓国の医療」(小笠原信実(京都大学経済学研究科ジュニアリサーチャー)
－)
2016年12月30日(金) 日本共産党 しんぶん赤旗
中国輸出管理法の成立・施行について－2020年12月1日施行へ－2020年10月19日
CISTEC事務局
成長戦略における外国人材の活用について－経済産業省
外国人住民比率の急増、日本は既に移民国家・移民大国－専務執行役員 チーフエコノミスト
高田 創
RCEP 第9章 自然人の移動－外務省
RCEP 第16章 政府調達－外務省
不況・失業と自殺の関係についての一考察－(澤田 康幸(東京大学准教授)崔允禎(慶熙大校
国際大学副教授)菅野 早紀(東京大学大学院・日本学術振興会特別研究員)
(参考)死因別統計データ－国土交通省
平成27年中における死体取扱状況について－平成28年2月25日捜査第一課 公安委員会
説明資料 No.4
自殺対策官民連携協働会議委員からのご発言を踏まえた各府省の対応(概要版)－厚生労働
省
インドにおける青年期の自殺死亡:国家犯罪統計局の警察統計を用いた分析－滝沢 透 辻田
那月
アジア太平洋地域における経済統合の推進を求める～2020年のアジア太平洋自由貿易圏
(FTAAP)実現に向けて－2011年12月13日(社)日本経済団体連合会
多角的自由貿易投資体制の再構築を求める－TPPの先を見据えて－2015年5月19日 一
自民党憲法改正草案 Q&A(増補版)－自民党 憲法改正推進本部
米国・フランス・ドイツ各国憲法の軍事関係規定及び緊急事態条項－2019年11月 国立国
会図書館調査及び立法考査局
大韓民国憲法上の国家緊急権制度－方勝 柱
日本国憲法改正草案(現行憲法対照)－自由民主党 平成24年4月27日(決定)